平成３０年（フ）第６７８号
福岡市博多区麦野１丁目30番17―309号、前住所福岡県春日市桜ヶ丘５丁目83番地　イトーピア井尻桜ケ丘公園303号
債務者　松本美有紀
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　訓弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７１５号
福岡市東区大字香椎50番地１
債務者　荒津　憲仁
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　祐弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７３６号
福岡市中央区薬院２丁目５番26―601号
債務者　井手　宏樹
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十川　伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７４２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2513番地１　アフロディーナ　千満Ｂ棟　202号
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７６２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻189番地
債務者　因　　智晴
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新宮　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１３５号
北海道北斗市七重浜４丁目２番25号　レクサス七重浜Ｂ　101号
債務者　上澤二三代
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５８号
北海道北斗市久根別１丁目18番２―301号
債務者　齊藤　亜矢
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６４号
北海道亀田郡七飯町字中野94番地の４
債務者　高田　飛鳥
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６７号
函館市柏木町35番30―303号
債務者　五十嵐香織
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６８号
函館市川原町１番23号　セイワハイツ２　２Ｆ左
債務者　三浦まり子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１９号
岐阜県大垣市貝曽根町111番地３
債務者　安藤　克敏
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
岐阜県大垣市静里町590―17　サンシャインハヤシ205号、住民票上の住所岐阜県大垣市中川町２丁目116番地　アトゥレ中川　201号
債務者　伊藤　勝幸
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
岐阜県海津市南濃町境1260番地17
債務者　市川　忠彦
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第５号
北海道稚内市萩見２丁目12番11号　サンライト萩見　201号
債務者　藤田　章子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（フ）第６号
北海道稚内市恵比須５丁目１番19号
債務者　田中　美鈴
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成３０年（フ）第４３１号
さいたま市浦和区仲町２丁目17番16号
債務者　喜多村　誠
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５１９号
埼玉県川口市戸塚３丁目１番10―501号　サニーコート　鈴木宅
債務者　酒井　武史
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係